

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子ども子育て支援関係事務関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

益城町長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	益城町では子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。  益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども・子育て支援
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保育所情報ファイル、2. 保育料金情報ファイル、3. 児童情報ファイル、4. 支給認定情報ファイル、5. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表 127の項 2. 子ども子育て支援法第20条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(子ども子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課保育係
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来課保育係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>申請書に記載された個人番号をシステムへ入力する際は、必ず複数人での確認を行うようにしている。また、システム利用の際も、あらかじめ必要な権限以外を与えておらず、定められた様式に基づき、必要な情報のみの提供を受けている。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード及びパスワードによる認証により限定されており、職員の異動毎に管理している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	子ども課保育係	こども未来課保育係	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所蔵長	子ども課長	こども未来課長	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども課保育係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	こども未来課保育係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和5年4月3日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	保育料	子ども・子育て支援	事後	システム名称の変更
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第94号並びに 子ども子育て支援法第20条等	1. 番号法第9条第1項 別表第一 94の項 2. 子ども子育て支援法第20条等	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第116号	【情報提供の根拠】 なし(子ども子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 116の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	情報提供を行わないことによる変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 94の項 2. 子ども子育て支援法第20条等	1. 番号法第9条第1項 別表 127の項 2. 子ども子育て支援法第20条等	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(子ども子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 116の項	【情報提供の根拠】 なし(子ども子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	